

井の頭恩賜公園での撮影等について

【撮影条件】

- ・撮影内容が公序良俗に反しないこと。また、都及び公園のイメージダウンにならない内容であること。
- ・特定宗教、政治活動を目的としたものでないこと。
- ・撮影中の事故、トラブルが生じた時は、被害者の救護、被害拡大の防止措置を講じるとともに、警察、消防、施設管理者に通報すること。
- ・撮影が原因で公園施設または第三者に被害を及ぼしたときには、速やかにその被害を補てん、又は賠償の責に弁ずること。
- ・申請内容以外（撮影者、撮影場所、撮影方法・内容など）の施設使用をしないこと。
- ・撮影により発生したゴミや汚れは、許可期間満了までに清掃し原状回復させること。
- ・著作権及び肖像権を侵害しないよう配慮すること。特に一般の公園利用者の写りこみには十分配慮すること。
- ・土曜日、日曜日、祝日及び繁忙期（桜花期、ゴールデンウィークなど）、年末年始等には撮影を行わないこと。
- ・撮影は原則として午前9時から午後5時までの間に行うこと（準備・撤収作業を含む）。
- ・許可期間が満了した場合には撮影を中止すること。
- ・都市公園法その他法令等を遵守し撮影を行うこと。

【禁止事項】

- 1 公園で禁止されている行為及び管理者が公園管理上問題であると判断する行為の撮影。
- 2 大音量を伴う撮影など近隣や他の利用者への支障となる撮影。
- 3 公園内への車、バイクを乗り入れさせての撮影
- 4 園路などで来園者の通行を止めての撮影。
- 5 大規模な撮影やセット等を組んでの撮影。
- 6 カメラマン・モデル・スタッフ等合計20人を超える撮影。
- 7 公園内の橋（七井橋、狛江橋、弁天橋、ひょうたん橋、夕やけ橋など）及びその周辺での撮影。

詳細については、西部公園緑地事務所管理課にお問い合わせください。

【その他】

- ・ボート乗り場、ボート上での撮影はボート場の許可が必要となります。
（ボート場 連絡先 0422-42-3712）
- ・井の頭自然文化園内での撮影は文化園の許可が必要となります。
（井の頭自然文化園 連絡先 0422-46-1100）
- ・井の頭弁財天の撮影は大盛寺の許可が必要となります。

【占用料（1時間あたりの額）】

写真撮影・ラジオの録音		映画・テレビ・ビデオ	
30㎡以下	100円	1500㎡以下	6,400円
30㎡を超えて100㎡以下	400円	1500㎡を超えて3000㎡以下	12,800円
100㎡を超えるもの	800円	3000㎡を超えるもの	19,200円

【問い合わせ先】

東京都西部公園緑地事務所管理課
電話 0422-47-1210 FAX 0422-49-8316